

四日市市告示第155号

四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月30日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱(平成25年四日市市告示第137号)  
の一部を改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象世帯)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、自らが定住するために、賃貸住宅に定住する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱(平成25年告示第138号)、<u>四日市市子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第104号)</u>及び<u>四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第105号)</u>による補助金の交付を<u>過去に</u>受けたことがないこと。</p>	<p>(補助対象世帯)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、自らが定住するために、賃貸住宅に定住する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱(平成25年告示第138号)による補助金の交付を受けたことがないこと。</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)